⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）		
②　同一建物内３人以上９人以下	1,300点	
③　同一建物内10人以上19人以下	1,105点	
④　同一建物内20人以上49人以下	975点	
⑤　同一建物内50人以上	877点	

ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	340点
③　同一建物内10人以上19人以下	280点
④　同一建物内20人以上49人以下	250点
⑤　同一建物内50人以上	220点

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	680点
③　同一建物内10人以上19人以下	560点
④　同一建物内20人以上49人以下	500点
⑤　同一建物内50人以上	440点

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	1,120点
③　同一建物内10人以上19人以下	922点
④　同一建物内20人以上49人以下	823点
⑤　同一建物内50人以上	724点

ハ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上９人以下	270点
⑶　同一建物内10人以上19人以下	210点
⑷　同一建物内20人以上49人以下	190点
⑸　同一建物内50人以上	160点

注４　（略）

注５　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、通院対象者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注２に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注６　（略）

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	340点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	680点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,120点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ハ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上	270点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

注４　（略）

注５　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注２に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注６　（略）